高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　　ページ
◎高知県表彰規則の一部を改正する規則　1
◎高知県財産規則の一部を改正する規則　1
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則　1
◎高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則　2
◎高知県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則　2
◎高知県漁業調整規則の一部を改正する規則　3
告　示
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定　（政策企画課）　3
◎「企業版ふるさと納税」に係る寄附金の指定納付受託者の指定　（　〃　）　4
○令和７年度において徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における知事が定める数　（国民健康保険課）　4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定　（障害福祉課）　4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出　（　〃　）　4
◎私立学校振興助成法第14条第２項ただし書の補助金の額の範囲の定め及び告示の廃止　（私学・大学支援課）　4
◎私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査に係る監査事項の指定及び告示の廃止　（　〃　）　5
◎「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（ＪＣＩＰ）」に係る手数料の指定納付受託者の指定　（土木政策課）　5
○水防警報を行う海岸の指定　（河　川　課）　5
○県道の路線の認定　（道　路　課）　5
○道路の区域変更　（　〃　）　5
○道路の供用開始　（　〃　）　5
○道路の占用を制限する区域の指定（３件）　（　〃　）　5
高知県議会告示
◎高知県議会傍聴規則の一部改正　6
高知県公安委員会告示
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱　9
◎告示（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部改正　10
○告示（警備業法の規定による診断を行う医師の指定）の一部改正　10
○告示（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による診断を行う医師の指定）の一部改正　10

規　則

高知県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第39号

高知県表彰規則の一部を改正する規則

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（表彰期日）

第８条　表彰は、第２条第１項第１号から第11号まで又は第13号に該当するものについては毎年11月上旬に、同項第12号に該当するものについてはその都度行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第40号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第31条第１項中第11号を第12号とし、第７号から第10号までを１号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　県の施策の推進に資すると認めるとき。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第41号

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表18の項中

「

（８）　農業技術センター、農業技術センター果樹試験場、農業大学校、畜産試験場、内水面漁業センター又は水産試験場に勤務する職員	作業服 雨ガッパ 作業靴	2 1 1	2 3 2

」

を

「

（８）　農業技術センター、農業技術センター果樹試験場、農業大学校、農業担い手育成センター又は畜産試験場に勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴	2 1 1 1	2 3 3 2

」

に、

「

(10)　農業担い手育成センターに勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴	2 1 1 1	2 3 3 2
(11)　森林技術センターに勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	2 1 1 1 1	2 3 3 2 4

」

を

「

(10)　森林技術センターに勤務する職員	作業服 防寒着 雨ガッパ 作業靴 安全靴	2 1 1 1 1	2 3 3 2 4
(11)　内水面漁業センター又は水産試験場に勤務する職員	作業服 雨ガッパ 作業靴	2 1 1	2 3 2

」

に改める。

別表30の項（１）中「、農業大学校」を削り、同表30の項（３）中「農業担い手育成センター」を「農業大学校又は農業担い手育成センター」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第42号

高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則

高知県文化賞授与規則（平成７年高知県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第10条中「毎年11月３日」を「毎年11月上旬」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

高知県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第43号

高知県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

高知県私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第15号中「第42条に規定する」を「第66条第２項第１号から第４号までに掲げる」に改める。

第２条第１項中「第２条第５項」を「第３条第５項」に改め、同条第２項中「第２条第５項」を「第３条第５項」に、「第４条第６項」を「第44条第６項」に改め、同条第３項中「第２条第５項」を「第３条第５項」に、「第４条第11項」を「第44条第11項」に改める。

第５条中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改める。

第９条第１項中「附則第２条第１項の規定による学校法人以外の私立の学校の設置者」を「附則第２条第２項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」に、「第４条」を「第16条」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項の計算書類に係る私立学校振興助成法第14条第２項の規定による公認会計士又は監査法人の監査の監査事項については、知事が別に定めて、告示するものとする。

第９条第４項中「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定は、私立学校振興助成法第14条第２項ただし書の補助金の額が少額である場合とする範囲を定める場合について準用する。

第10条中「第26条第２項」を「第19条第２項」に、「第64条第４項」を「第152条第５項」に改める。

第11条第１項の表中

「

第１条第１項第15号	第42条	第42条（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）
	を含む。第３項第５号において同じ	を含む

」

を

「

第１条第１項第15号	第66条第２項第１号から第４号まで	第66条第２項第１号から第４号まで（同法第152条第６項において準用する場合を含む。）
	を含む。第３項第５号において同じ	を含む

」

に改め、同条第２項の表中

「

第１条第１項第15号	第42条	第42条（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）

」

を

「

第１条第１項第15号	第66条第２項第１号から第４号まで	第66条第２項第１号から第４号まで（同法第152条第６項において準用する場合を含む。）

」

に改め、同条第３項の表中

「

第２条第１項	第２条第５項	第８条において準用する同令第２条第５項
	私立学校の	私立専修学校又は私立各種学校の

」

を

「

第２条第１項	第３条第５項	第56条において準用する同令第３条第５項
	私立学校の	私立専修学校又は私立各種学校の

」

に、「「第４条第６項」」を「「第44条第６項」」に、「第８条において読み替えて準用する同令第４条第６項」を「第56条において読み替えて準用する同令第44条第６項」に、「「第４条第11項」」を「「第44条第11項」」に、「第８条において準用する同令第４条第11項」を「第56条において準用する同令第44条第11項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の高知県私立学校法等施行細則第９条の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する会計年度に係る高知県私立学校法等施行細則第８条に規定する補助金の交付を受ける学校法人等（学校法人及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）附則第２条第２項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で知事の所轄に属するものをいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る

同規則第８条に規定する補助金の交付を受けた学校法人等については、なお従前の例による。

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第44号

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

第１条　高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第50条に次の１項を加える。

２　前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第58条第１項中「該当する」を「該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同項各号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第59条中「違反した」を「違反したときは、当該違反行為をした」に改める。

第２条　高知県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

第34条第１項の表中

「

		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流

」

を

「

		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流
		松田川に係る河川中宿毛市橋上町坂本ダムえん堤上流端から上流

」

に改め、(10)の項を削り、（９）の項を(10)の項とし、（８）の項を（９）の項とし、（７）の項を（８）の項とし、（６）の項を（７）の項とし、同表（５）の項中「（３）及び（４）」を「（３）から（５）まで」に改め、同項を同表（６）の項とし、同表（４）の項中「（３）」を「（３）及び（４）」に改め、同項を同表（５）の項とし、同表（３）の項の次に次のように加える。

（４）　あゆ（全長10センチメートルを超えるものに限る。）	１月31日午後５時から５月15日午前５時まで	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流

第34条第１項の表中(11)の項を削り、(12)の項を(11)の項とし、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項を(14)の項とし、(16)の項を(15)の項とし、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項を(17)の項とし、(19)の項を(18)の項とし、(20)の項を(19)の項とし、(21)の項を(20)の項とし、(22)の項を(21)の項とし、(23)の項を(22)の項とし、(24)の項を(23)の項とし、(25)の項を(24)の項とし、同条第３項中「第１項の表の（１）及び(12)から(24)まで」を「第１項の表の（１）及び(11)から(23)まで」に改め、同条第４項中「第１項の表の（１）から（５）まで若しくは（７）から(24)まで」を「第１項の表の（１）から（６）まで若しくは（８）から(23)まで」に改める。

第38条から第40条までを次のように改める。

第38条から第40条まで　削除

第58条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第１号中「第35条から第43条まで」を「第35条から第37条まで、第41条から第43条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条の規定　公布の日

（２）　第２条の規定（第58条第１項の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定　令和７年６月１日

（経過措置）

２　前項第２号に掲げる規定の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

３　この規則の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　　示

高知県告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定に基づき指定納付受託者を令和７年４月１日に指定したので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
高知市知寄町一丁目４番30号	株式会社高知カード	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで
東京都世田谷区玉川一丁目14番１号　楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社		
東京都中央区京橋二丁目２番１号	株式会社さとふる		
東京都品川区上大崎三丁目１番１号	株式会社トラストバンク		
東京都千代田区紀尾井町１番３号	ＰａｙＰａｙ株式会社		
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号　関電不動産渋谷ビル８階	株式会社アイモバイル		
東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号　デジタルゲートビル10階	株式会社ＤＧフィナンシャルテクノロジー		
東京都千代田区一番町８　住友不動産一番町ビル７階	ＲＥＡＤＹＦＯＲ株式会社		

高知県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定に基づき指定納付受託者を令和７年４月１日に指定したので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号　スカイビル	株式会社カルティブ	クレジットカードを利用して納付される「企業版ふるさと納税」に係る寄附金	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

高知県告示第252号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の７第１項の規定により令和７年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。）の規定により知事が定める数は、次の表に定めるとおりとする。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

条例第11条に規定する算定政令第９条第５項の一般納付金所得係数	0.8010298576998
算定政令第９条第８項の一般納付金基礎額調整係数	0.9999999986312
条例第15条に規定する算定政令第10条第３項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8027883455584
算定政令第10条第６項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999956956
条例第19条に規定する算定政令第11条第３項の介護納付金納付金所得係数	0.8107955123115
算定政令第11条第６項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999835677
条例第14条に規定する算定政令第９条第９項の一般納付金被保険者均等割指数及び条例第18条に規定する算定政令第10条第７項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7

高知県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に関係がある診療科において担当する医療の種類	指定年月日
京町薬局	四万十市中村一条通一丁目39番	育成医療及び更生医療		令和７年４月１日
マック黒潮調剤薬局	幡多郡黒潮町入野1981番地１号	〃		〃
訪問看護ステーション縁	香南市野市町東野202番地１	〃		〃

高知県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第１号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に関係がある診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
有限会社あき薬局えきまえ店	安芸市矢ノ丸四丁目２－31	育成医療及び更生医療		令和６年10月31日
有限会社あき薬局本店	安芸市寿町７－30	〃		令和６年12月31日
有限会社あき薬局	安芸市宝永町８－15	〃		〃
有藤薬局	土佐市宇佐町宇佐467－２	〃		令和６年５月31日
合資会社木戸竹葉堂薬局	四万十市中村京町一丁目２	〃		令和７年２月28日
株式会社ファムコやまもも薬局	香南市野市町西野1900－５	〃		令和６年12月28日

高知県告示第255号

知事を所轄庁とする学校法人及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）附則第２条第２項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等（以下「学校法人等」という。）が、同法第14条第２項（同法附則第２条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により公認会計士又は監

査法人の監査を受ける計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について、同法第14条第２項ただし書の補助金の額が少額である場合とする範囲を次のとおり定め、令和７年度の計算書類等から適用する。

なお、昭和52年３月高知県告示第118号（私立学校振興助成法第14条第３項ただし書の補助金の額の範囲）は、令和６年度の監査報告書（私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第21号）附則第19条の規定による改正前の私立学校振興助成法第14条第３項の監査報告書をいう。）を限りとして廃止する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

一会計年度において一学校法人等に対して交付される補助金の額が、1,000万円に満たない範囲

高知県告示第256号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第２項（同法附則第２条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により、知事を所轄庁とする学校法人及び同法附則第２条第２項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等が同法第14条第２項の規定により受ける公認会計士又は監査法人による計算書類及びその附属明細書の監査に係る監査事項を次のとおり指定し、令和７年度の監査から適用する。

なお、平成28年３月高知県告示第139号（私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定及び告示の廃止）は、令和６年度の監査報告書（私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第21号）附則第19条の規定による改正前の私立学校振興助成法第14条第３項の監査報告書をいう。）を限りとして廃止する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に定めるところによる会計処理の状況並びに計算書類及びその附属明細書の作成状況

高知県告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定に基づき指定納付受託者を令和７年３月24日に指定したので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
大阪府大阪市北区大深町４番20号　グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	高知県が使用する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（ＪＣＩＰ）」によるインターネットを利用して納付される手数料	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

高知県告示第258号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第１項の規定により水防警報を行う海岸を次のとおり指定したので、同条第４項の規定により告示する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

水防法第16条第１項の規定により水防警報を行う指定海岸

十市前浜海岸（南国工区）

南国市十市字東井流4785番地の１地先から高知市仁井田字九窪42番地の３地先まで

高知県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第７条第１項の規定により、県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、令和７年４月１日から２週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
393	安田インター	高知県安芸郡安田町安田	
		高知県安芸郡安田町東島	

高知県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和７年４月１日から２週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

1　道路の種類　国道

2　路　線　名　493号

3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）
安芸郡北川村野友字相返り北甲20番１から 安芸郡北川村野友字大中山乙813番14まで	前	10.6 ～ 153.9	1,752
	後	10.6 ～ 137.1	1,752

高知県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和７年４月１日から２週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　間崎布堂ヶ谷

3　道路の区域

供用開始区間	延　長（メートル）	供用開始年月日
四万十市初崎字入道119番１から 四万十市初崎字長畑239まで	266	令和７年４月１日

高知県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定することとしたので、同条第３項の規定により告示する。

その関係図面は、令和７年４月１日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年４月１日

高知県知事　濵田　省司

1　指定する道路の路線名及び占用を制限する区域

路線名	占用を制限する区域
国道194号	吾川郡いの町枝川字椋2265番14から

	吾川郡いの町字羽根3042番１まで

２　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設による場合を除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
３　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
４　占用の制限の開始の期日
　令和７年４月１日

高知県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定することとしたので、同条第３項の規定により告示する。
その関係図面は、令和７年４月１日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
　令和７年４月１日
　　高知県知事　濵田　省司
１　指定する道路の路線名及び占用を制限する区域

路線名	占用を制限する区域
県道土佐伊野	吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番５地先から 吾川郡いの町字羽根3042番１地先まで

２　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設による場合を除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
３　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
４　占用の制限の開始の期日
　令和７年４月１日

高知県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定することとしたので、同条第３項の規定により告示する。
その関係図面は、令和７年４月１日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
　令和７年４月１日
　　高知県知事　濵田　省司
１　指定する道路の路線名及び占用を制限する区域

路線名	占用を制限する区域
県道庄田伊野	吾川郡いの町波川字シヤリコウ385番２から 吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番５地先まで

２　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設による場合を除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
３　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
４　占用の制限の開始の期日
　令和７年４月１日

議　会　告　示

高知県議会告示第７号

高知県議会傍聴規則（昭和36年12月高知県議会告示第１号）の一部を次のように改正する。
　令和７年４月１日
　　高知県議会議長　三石　文隆
第13条各号を次のように改める。
（１）　銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
（２）　ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
（３）　前２号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
（４）　酒気を帯びていると認められる者
（５）　前各号に掲げる者のほか、会議を妨害することが明らかであると認められる者
第14条各号を次のように改める。
（１）　静粛にすること。
（２）　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
（３）　携帯電話端末その他音を発する機器は、あらかじめ音を発しないようにするとともに、操作を行わないこと。
（４）　飲食又は喫煙をしないこと。
（５）　前３号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
別記第１号様式中「及び印」及び「㊞」を削る。
別記第２号様式中「㊞」を削る。
別記第３号様式裏面を次のように改める。

別記第４号様式裏面を次のように改める。

裏

傍聴人が守らなければならない事項

1　全て係員の指示に従うこと。

2　静粛にすること。

3　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

4　携帯電話端末その他音を発する機器は、あらかじめ音を発しないようにするとともに、操作を行わないこと。

5　飲食又は喫煙をしないこと。

6　３から５までに掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

7　写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならないこと。

別記第５号様式裏面を次のように改める。

裏

傍聴人が守らなければならない事項

1　全て係員の指示に従うこと。

2　静粛にすること。

3　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

4　携帯電話端末その他音を発する機器は、あらかじめ音を発しないようにするとともに、操作を行わないこと。

5　飲食又は喫煙をしないこと。

6　３から５までに掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

7　写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならないこと。

裏

傍聴人が守らなければならない事項

1　全て係員の指示に従うこと。
2　静粛にすること。
3　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
4　携帯電話端末その他音を発する機器は、あらかじめ音を発しないようにするとともに、操作を行わないこと。
5　飲食又は喫煙をしないこと。
6　３から５までに掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第７号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第１項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、令和９年３月31日までとする。

令和７年４月１日

高知県公安委員会委員長　前田　みか

氏名	連絡先	活動区域
水田　光昭	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088－822－0110（代表）	高知地区
大﨑　吉晴		
福留　聖造		
坂本　艶子		
島田　作治	高知県高知南警察署生活安全課 電話番号088－834－0110（代表）	高知南地区
山下　文雄		
濵田　壽子		
五藤　広志		
山添真次郎	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088－866－0110（代表）	高知東地区
谷　　巧		
正木　孝明		

備考　活動区域の区分は、次のとおりとする。

1　高知地区
　高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。

2　高知南地区
　条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。

３　高知東地区

条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域とする。

高知県公安委員会告示第８号

昭和29年７月高知県公安委員会告示第１号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

高知県公安委員会委員長　前田　みか

「412円」を「418円」に改める。

高知県公安委員会告示第９号

令和６年４月高知県公安委員会告示第６号（警備業法の規定による診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

高知県公安委員会委員長　前田　みか

表中

「

峯瀬　正祥	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町３番33号	令和６年４月１日

」

を削る。

高知県公安委員会告示第10号

令和６年４月高知県公安委員会告示第７号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

高知県公安委員会委員長　前田　みか

表中

「

峯瀬　正祥	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町３番33号	令和６年４月１日

」

を削る。